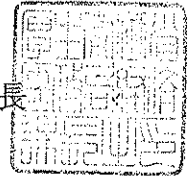


医政経発第0829004号
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」の一部改正について(通知)

標記については、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成19年3月30日医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「平成19年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成19年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

別添

◎感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について（平成19年3月30日医政経発第0330002号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>○感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号）</p> <p>病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。</p> <p>今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願います。</p> <p>なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>○感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号）</p> <p>病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。</p> <p>今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願います。</p> <p>なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。</p> <p>以下（略）</p>

(別紙)

オゾンガス消毒における留意事項

医療法第15条の2に定める業務委託のうち、寝具類の洗濯業務において、受託事業者が医療機関以外の専門施設で行う消毒に関し、オゾンガスを用いた消毒方法を実施する場合の留意事項は以下のとおりとする。

1 消毒後のオゾンガスの排気について

オゾンガス消毒を行った寝具類にガスが残留している場合は、その寝具類を使用する患者等に支障を来すおそれがあることから、オゾンガス消毒後は、消毒庫内のオゾンガスをオゾン分解触媒に通して酸素に分解し、作業環境基準(0.1ppm)以下にした上で排気すること。

2 ガス漏洩の検知センサーについて

消毒庫又はオゾンガス発生装置からガスが漏洩した場合は、作業従事者が高濃度のオゾンガスを被曝する恐れがあることから、作業所内の適切な場所(消毒庫等の床から1.0m以内など)にガス漏れを検知するセンサーを設置することにより、常に作業環境基準(0.1ppm)を遵守することとし、併せて、定期的に作業所内の換気を行うこと。

3 オゾンガスの発生装置について

オゾンガスの生成については、高濃度酸素(90%以上)と電気が必要であることから、大気中の空気を窒素と高濃度酸素に分離する酸素発生装置(PSA式酸素発生装置など)を有するオゾンガス発生装置を用いること。

4 設備の安全機能について

オゾンガス消毒設備は、ガス漏洩の検知センサーや酸素発生装置の他に、高気密性扉や扉ロック機能、濃度測定モニター、停電時の対応など、多数の安全機能を有すること。

なお、これらの安全機能については、オゾンガス消毒を行う前後において正常に機能することを確認すること。また、オゾン分解触媒の交換を含め、定期的に保守点検を行うなど常に安全性を確保すること。

5 大量消毒におけるCT値の設定について

一度に大量の寝具類を消毒する場合は、オゾンガスが中心部まで浸透するようCT値を9,000ppm・min以上に設定すること。

6 素材の劣化について

オゾンは酸化力が強いことから、ゴム製品の素材はオゾンガス消毒によって劣化するため、取扱いに注意すること。